

徳島県企業管理規程第7号

徳島県企業局企業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年9月1日

徳島県企業局長 勝 間 基 彦

徳島県企業局企業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程

徳島県企業局企業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程（昭和41年徳島県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2の5の項中「参考人等として官公署の呼出しに応ずる」を「参考人、被害者参加人等として官公署へ出頭する」に改める。

別表第2の11の項中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

別表第2の21の項種類欄を次のように改める。

21 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この21において同じ。）を養育する職員が、次に掲げるその子の看護等のため勤務しないことが相当であると認められる場合

- (1) 負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うこと。
- (2) 疾病の予防又は後遺障害の機能回復を図るために必要なものとして局長が定めるその子の世話をを行うこと。
- (3) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定又は災害等による学校の休業その他これに準ずるものとして局長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと。
- (4) その子の教育又は保育に係る行事等のうち局長が定めるものへの参加等を行うこと。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。